

公害診療における医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算及び  
後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養の取扱いについて

①医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

取り扱い：算定不可

公害診療では被認定者に交付している公害医療手帳のみが保険証としての機能を有しており、マイナンバーカード等を通じてオンライン上で資格情報等を取得することができません。したがって、厚労省の定める算定要件を満たすことができないため、一律で算定不可としています。

②後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

取り扱い：被認定者が長期収載品の処方を希望しても特別料金は発生しない  
=自己負担なし

環境省からの通知

Q：令和6年10月から開始される長期収載品の選定療養について、令和6年7月12日付厚労省保険局医療課事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について（その1）」の問11において、「国の公費負担医療制度の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定療養の対象となる」とされているが、公害医療も同様の取り扱いとなるか。

A：令和6年10月から実施される長期収載品の選定療養については医療保険制度を対象としたものであり、当該疑義解釈も医療保険制度が優先する公費負担医療について解説されたものである。公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づいて給付される公害医療は医療保険制度とは別に給付されるものであり、選定療養費は公健法の給付では規定されていない。このため、照会の間11の適用を受けるものではなく、従来どおり自己負担なしの取扱いとなる。